

森林の土地を取得したときは届出が必要です

2026年4月～ 届出書に国籍等の記載が始まります



～森林の土地の所有者届出制度の概要～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。



なぜ届出が必要なのですか？

A

森林の所有者が分からないと、

- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
- ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法に基づき、森林の土地の所有者届出制度が定められています。

また、**令和8年(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくことになりました。**

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！



どのような場合に届出が必要なのですか？

A

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²



どのように届出を行うのですか？

A

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha超)を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



どのような届出書を提出するのですか？

A

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、届出する方が権利を取得したことがわかる書類

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1	年 月 日	所有権移転の原因※2	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他()
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)		前所有者(譲渡人、被相続人等)	
氏名(法人の場合は名称)		前所有者氏名(法人の場合は名称)	
住所(法人の場合は本店の所在地)※3		前所有者住所(法人の場合は本店の所在地)	
連絡先※3		※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日(被相続人の死亡の日)、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載	
電話番号		※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載	
メールアドレス		※3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出	
国籍等※4		※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載	
<input type="checkbox"/> 日本国籍		※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択(個人に限る)	
<input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:)		※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様	
└ <input type="checkbox"/> うち、永住者又は特別永住者 ※5		※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様	
代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	
国籍等※4			
<input type="checkbox"/> 日本国籍			
<input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:)			
└ <input type="checkbox"/> うち、永住者又は特別永住者 ※5			
役員※6			
<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が役員等の過半を占める			
<input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:)			
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8			
議決権※7			
<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が議決権等の過半を保有			
<input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有(国名等:)			
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8			

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3
	市町村名、大字、字 等	地番		
1				
2				
3				
4				
5				
合計				

※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載

※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載

※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	<input type="checkbox"/> 森林として所有 <input type="checkbox"/> 林地の開発(具体的には、)
	<input type="checkbox"/> その他(具体的には、)
	※()には、林地の開発やその他の所有の目的(例:住宅建築)を記載。
森林の土地の境界	<input type="checkbox"/> 地籍調査済又は測量済 <input type="checkbox"/> 未測量であるが境界は把握 <input type="checkbox"/> 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

林野庁のWebサイトにおいて制度の紹介や、届出書の様式・届出書の入力を支援するファイルを公開しています。



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

森林 所有者届



届出を出さないとどうなるのですか？

A

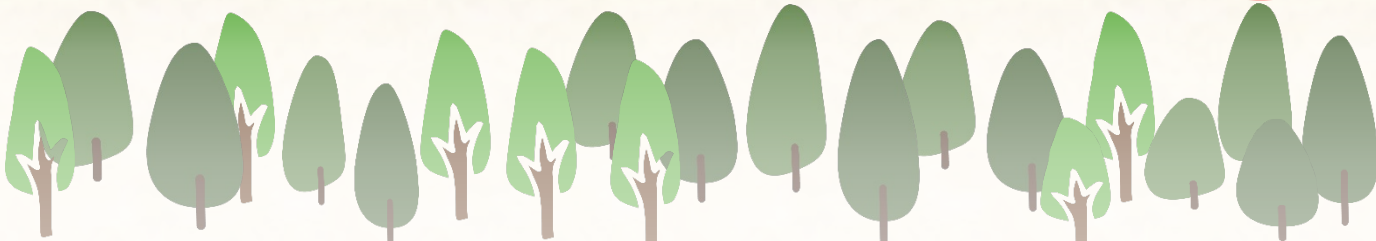
届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

No!

無届

No!

虚偽届出



When you acquire Japanese forest land, you are required to submit a notification.

– Overview of the Forest Land Ownership Notification System –

For more details, please contact the city hall, town/village office, or the prefectural government (or its local office) in the area where the forest land is located.



Why is notification required?

A

If the forest owner is unknown:

1. The government cannot provide advice or guidance to the forest owner.
2. When forestry operators conduct thinning or similar work, they cannot approach owners to consolidate forest plots for more efficient operations.

For these reasons, the Forest Land Ownership Notification System is established under the Forest Act to improve identification of forest owners.

Additionally, **from April 2026 (Reiwa 8), the notification form has been revised, and new owners must now provide information such as nationality.**

Please note that submitting this notification does not certify or determine legal ownership of the forest land.



In what cases is notification required?

A

Regardless of whether you are an individual or a corporation, if you newly acquire forest land* through a sales contract, inheritance, donation, corporate merger, etc., you must submit a post-acquisition notification.

There is no minimum area requirement, so even small plots are subject to notification.

However, if you have already submitted a land transaction notification under the National Land Use Planning Act**, then you do not need to submit this forest land ownership notification.

* Forests subject to regional forest plans established by prefectures. Even if the registered land category differs, land that is forested may still require notification.

** Under the National Land Use Planning Act, post-transaction notification is required when purchasing land above a certain size:

- Urbanization area: 2,000 m²
- Other urban planning areas: 5,000 m²
- Outside planning areas: 10,000 m²



Forest owners must also submit a prior notification to the mayor when felling trees, and obtain authorization from the governor for forest land development exceeding 1 ha (0.5 ha if for solar power installations).

For protected forests, felling and land modification require authorization as well.

当您取得日本的森林土地时， 需要进行申报

—森林土地所有者申报制度概要—

如需详细信息，请咨询该森林土地所在的市政府、镇/村公所，或都道府县政府及其林务部门。



为什么需要申报？

A

如果森林所有者不明确：

1. 行政机关无法向所有者提供必要的建议和指导；
2. 在企业开展间伐等作业时，无法与所有者协调以推进森林整合，提高作业效率。

因此，为了更好地掌握森林土地所有者信息，《森林法》规定了森林土地所有者申报制度。

另外，**自2026年（令和8年）4月起，申报书模板已修订，新增了所有者的国籍等信息栏位。**

请注意，提交此申报并不意味着确认森林土地所有权的归属。



在什么情况下需要申报？

A

无论是个人还是法人，只要通过买卖合同、继承、赠与、法人合并等方式新取得森林*土地，都需要在事后提交森林土地所有者申报。

没有面积下限，即使面积很小也属于申报对象。

但如果已经提交了《国土利用规划法》规定的土地买卖合同申报**，则无需提交森林土地所有者申报。

* 指都道府县所制定的区域森林计划内的森林。即使登记地目不同，只要土地呈森林状况，通常仍需申报。

** 根据国土利用规划法，土地交易达到以下面积及以上时需进行事后申报：

- 市区化区域：2,000㎡
- 其他都市计划区域：5,000㎡
- 非都市计划区域：10,000㎡

!

此外，森林所有者在进行立木采伐时，需要事前向市町村村长提交采伐及采伐后造林申报；若进行超过1公顷（太阳能发电设施为0.5公顷以上）的林地开发，则需取得知事许可。在保安林中，立木采伐和土地形质变更均需许可。



如何进行申报?

A

需在成为所有者之日起 90天内 向该土地所在市町村的首长进行申报。若为继承，即使尚未完成财产分割，也必须在继承开始之日起 90天内，以法定继承人的共有名义进行申报。



需要提交哪些材料?

A

请填写规定格式的申报书，并附上以下文件：

- 1.能显示该森林土地位置的图面（任意地图上标示大致位置即可）
- 2.该森林土地的登记事项证明书（复印可）、或能够证明取得土地权利的相关文件，如土地买卖合同、继承分割协议附件、土地权利证复印件等

森林の土地の所有者届出書

市町村長 殿

年 月 日

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます

1 所有権の移転に関する事項

所有者移転年月日(※1)	年 月 日	所有権移転の原因(※2)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 ()
届出人である者(譲受人、相続人等)	前所有者氏名(法人の場合は名称)		
氏名(法人の場合は名称)	前所有者氏名(法人の場合は名称)		
住所(法人の場合は本店の所在地) ④	住所(法人の場合は本店の所在地) ④		
電話番号	電話番号		
代表者の氏名(代表者以外の者の姓名を記載)	代表者の氏名(代表者以外の者の姓名を記載)		
国籍等 ④	国籍等 ④		
④日本国籍以外(国名等) ()	④日本国籍以外(国名等) ()		
④口外。永住者又は特別永住者 ④	④口外。永住者又は特別永住者 ④		
④上記のいずれにも該当しない。 ④	④上記のいずれにも該当しない。 ④		
日本国籍の者が役員等の過半を占める ()	日本国籍の者が役員等の過半を占める ()		
日本国籍以外の同一団体の者が役員等の過半を占める ()	日本国籍以外の同一団体の者が役員等の過半を占める ()		
上記のいずれにも該当しない。 ④	上記のいずれにも該当しない。 ④		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ④1	面積(ha) ④2	持分割合 ④3
1	市町村名、大字、字 等 地番		
2			
3			
4			
5			
	合計		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	<input type="checkbox"/> 森林として所有 <input type="checkbox"/> 林地の開発(具体的には、())
森林の土地の境界	<input type="checkbox"/> 地籍調査済又は測量済 <input type="checkbox"/> 未調査であるが境界は把握 <input type="checkbox"/> 境界は把握、不明等

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

更多信息及申报格式下载： 林野厅网站提供制度说明、申报书格式及 填写辅助文件：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>



非常抱歉，表格仅提供日语



如果不申报会怎样?

A

未申报或虚假申报时，可能会被处以 10万日元以下的罚款。

